

事故・災害等が発生した際の緊急時の対応に係る 基本的な考え方（骨子）について

本学の BSL-4 施設において、これまでのアセスメントの結果等を踏まえ、万が一緊急時の対応が必要になった場合を想定した対応マニュアル（仮称）を今後策定するに当たり、必要な項目の骨子及び検討を行う際に今後特にご議論いただきたい事項について、以下の通り骨子としてまとめました。

本骨子に基づき、基本的な考え方についてご議論いただき、その議論も踏まえて、さらに本学及び関係機関において対応を検討・調整していきたいと考えています。

基本的な考え方（骨子）の目次

1. 検討の対象とする「事態」
2. 事態に対する緊急措置（初動対応）
3. 関係機関等への通報、報告
4. 地域の方への情報伝達
5. 事態発生に備えた訓練
6. その他

1. 検討の対象とする「事態」

(今後特にご議論いただきたい事項)

- ・本学で検討している以下に掲げる事態のほかに、検討の対象とするべき事態はないか。

- 地震等の自然災害
- 火災
- 停電
- 病原体等の盗取・盗難・紛失
- 施設従事者等の病原体へのばく露
- 実験室外への病原体の漏洩
- その他感染症法等の関係法令への違反等
- 人的・物的毀損行為（テロ等）

2. 事態に対する緊急措置（初動対応）

(今後特にご議論いただきたい事項)

- ・本学で検討している以下に掲げる緊急措置（初動対応）案のほかに、措置として加えるべき点等はないか。

- 地震等の自然災害
実験の一時中止、事態の確認、事態に応じた対応（緊急退避等）
- 火災
実験中止、初期消火、程度に応じ救援行動及び避難行動（鎮火程度に応じ）、通報等
- 停電
実験中止、事態の確認、非常用電源ないしは電源復旧に応じた安全確認
- 病原体等の盗取・盗難・紛失
事故現場の保全、学内通報、警察等への通報、調査への協力、公表等
- 施設従事者等の病原体へのばく露
実験中止、ばく露者の退避、隔離施設への搬送、経過観察等
- 実験室外への病原体の漏洩
実験中止、漏洩場所の確認、立入り制限、必要な除染対応等

- その他感染症法等の関係法令への違反等
違反事実の確認、学内関係機関への通報、所管官庁等への通報、公表等
- 人的・物的毀損行為（テロ等）
実験中止、事態の確認、事態に応じた対応、警察等への通報、調査への協力等

（今後本学で詳細を検討する事項）
緊急措置の詳細を詰めるとともに、関係機関との調整を行う必要がある。また、施設完成後には訓練等を行うとともに、内容の見直し等を行う必要がある。

3. 関係機関等への通報、報告

伝達対象とする事態と関係機関（案）

- 地震等の自然災害：厚生労働省、長崎市（保健所、消防局等）、長崎県、文部科学省
- 火災：長崎市（保健所、消防局等）、厚生労働省、長崎県、文部科学省
- 停電：長崎市（保健所等）、長崎県、文部科学省
- 病原体等の盗取・盗難・紛失：警察庁、長崎県警察本部、厚生労働省、長崎市（保健所等）、長崎県、文部科学省
- 施設従事者等の病原体へのばく露：病院、厚生労働省、長崎市（保健所等）、長崎県、文部科学省
- 実験室外への病原体の漏洩：厚生労働省、長崎市（保健所等）、長崎県、文部科学省
- その他感染症法等の関係法令への違反等：厚生労働省、長崎市（保健所等）、長崎県、文部科学省
- 人的・物的毀損行為（テロ等）：長崎県警察本部、厚生労働省、長崎市（保健所等）、長崎県、文部科学省

(今後本学で詳細を検討する事項)

関係機関との間で、情報伝達の方法や内容の詳細について、順次調整を行う必要がある。

4. 地域の方への情報伝達

(今後特にご議論いただきたい事項)

- ・地域の方へ情報伝達を行う事態として、以下に掲げるもののほかに情報伝達を行うべき事態は考えられないか。
- ・地域の方への情報伝達手段として、以下に掲げるもののほかに何か有効な手段は考えられないか。

(情報伝達を行う事態 (案))

- ・火災 (建物から延焼・煙の発生、消火活動の実施)
- ・地震 (建物の破損・毀損・倒壊による実験室外への病原体の漏洩、施設設備の不具合)
- ・実験中におけるトラブル (針刺し事故等)
- ・その他、地域の方が不安を感じるような事象への対応

(情報伝達手段 (案))

【緊急性：低】

- ・地域連絡協議会におけるご報告
- ・ホームページ等既存の広報ツールでのご報告

【緊急性：中】

- ・ホームページでの周知
- ・事前登録者に対するメールでの周知
- ・自治会等を通じた個別の対応

【緊急性：高】

- ・事前登録者に対するメールでの周知
- ・長崎市の防災行政無線の活用

(今後本学で詳細を検討する事項)

情報伝達を行う事態の詳細化、情報伝達手段の更なる検討と関係機関

との調整を行う必要がある。

5. 事態発生に備えた訓練

将来的な主な緊急時に備えた訓練内容（一案）

- ①全ての施設作業者に対する訓練
- ②定期的な施設内の訓練
- ③抜き打ちの訓練
- ④実際のヒヤリ・ハットを踏まえた随時の訓練
- ⑤その他

（今後本学で詳細を検討する事項）

施設稼働前後を通じ、どのような訓練を実施するか検討する。また、実際に訓練を行う際には、その結果等を各種マニュアル等に反映して、絶えず改善を図る必要がある。

6. その他

（今後特にご議論いただきたい事項）

- ・上記の他、緊急時の対応に当たって、本学や関係機関における検討に加えるべき内容はないか。

○本学の BSL-4 施設における万が一の事故等により、地域の方に経済的被害が発生した場合には、設置主体である長崎大学は、その賠償等の責任を負う（その際、長崎大学のみでの対応が困難な場合には、国が必要な支援を行う）。

（今後本学で詳細を検討する事項）

緊急時の対応に不足がないか等、全体を通じて精査を行う。